

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成23年12月26日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく扶助申請（転居の際の敷金及び移送費）却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由として請求人は、次のとおり主張しているものと解されます。

- 1 転居前のアパート（以下「前住居」という。）は、古くて、間取りが悪く、不自由であった。3年越しに応募していた市営住宅に当選し、家賃も3分の1に下がったのに転居を認めてもらえず、敷金が支給されなかった。
- 2 毎日の生活費も節約し、家電製品など買い替えができず、不自由過ぎて惨めな生活になっているため、引越し費用を支給してほしい。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理

由は、次のとおりです。

- 1 請求人は、前住居は老朽化していて居住に耐えないと主張しているが、当時の担当者が家庭訪問した際に、請求人の部屋を確認したところ、アパートは古いが、請求人がきちんと掃除を行っていることから衛生的な状態が保たれており、古くて住めない状態ではなかった。

また、前住居は、平成22年9月6日に、請求人自身が家屋の状態を確認し転居したばかりである。

- 2 従前より低額な家賃のアパートに転居すれば、当然に敷金等を支給できるわけではない。

平成23年8月2日に請求人と次女が処分庁へ来庁した際に、請求人より市営住宅へ転居する際の敷金及び引越し費用の請求の申し出があったが、家賃が安くなる場合であっても実施機関の指導に基づかない場合は当該費用の支給はできないことを説明し、請求人は理解を示していた。

請求人は当該費用が認められない説明を事前に受けているにもかかわらず、処分庁の事前承認のないまま自身の判断により自費で転居を行ったものである。

- 3 また、XXXXXXXXXXから前住居に転居を認められた理由は、請求人の次女（以下「次女」という。）の近隣に住むことで請求人の統合失調症の病状安定を図るという観点から必要であると判断されたものであり、前住居と次女の住居とは700メートル程度しか離れておらず、前住居のままでも次女宅と交流を行うには十分であると考えられる。

以上のことから、転居する正当な理由がないこと、転居に当たり、移送費を支給する真にやむを得ない理由がないことを理由に行った本件処分に違法性は認められない。

第3 反論の趣旨

請求人の反論の要旨は、次のとおりです。

- 1 平成23年8月2日に市営住宅の当選のハガキを持って処分庁へ出向き、家賃が安い市営住宅へ転居したいので、転居費用を認めて欲しいとの請求人の申し出に対し、処分庁は、住宅費が安くなる場合の転居だからといって転居費用が出せるわけではないと説明したと弁明しているが、その説明の状況は、「いくら家賃が安くてもこちらからお願いして引っ越してもらわないから、援助金は出せない。」「親戚にお金を出してもらいなさい。」などと笑いながら説明され、同席した次女が怒って帰るような説明であった。

- 2 当時の担当者の家庭訪問は、平成23年1月から2月頃までであり、その後、一度も訪問はなかった。

転居したのは、前住居が木造の平屋建てで、排水溝もすぐそばにあり、初夏には、やぶ蚊やねずみが多く、食料、衣服、紙などがかじられるため、精神的に穏やかではられない状況であったためである。

第4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

- 1 平成19年6月

請求人は、平成3年9月から行橋市において単身で生活保護を受給していたところ、[REDACTED]に転居し、引き続き生活保護を受給したこと。

- 2 平成21年8月20日

請求人は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けたこと。なお、同手帳は、平成25年8月31日まで更新されていること。

- 3 平成22年9月6日

請求人は、次女宅から700メートル程度離れた前住居に転居したこと。当該転居については、[REDACTED]福祉事務所が、請求人が統合失調症により通院していた病院の主治医に意見を求めたところ、次女の近隣に居住することにより精神的安定が図れるとの意見を得たため、処分庁管内へ転居することを認めたものであること。なお、前住居の家賃は30,000円であったこと。

- 4 平成23年1月6日

処分庁は、請求人の前住居を訪問し、[REDACTED]福祉事務所から請求人の生活保護を引き継ぐための調査を行ったこと。前住居は、平屋建てで、間取りは1K(トイレ、浴室付)であったこと。また、請求人は、国民年金障害基礎年金2級を受給していたこと。

- 5 平成23年2月1日

処分庁は、[REDACTED]福祉事務所から請求人の生活保護を引き継いだこと。

- 6 平成23年8月2日

請求人及び次女が処分庁に来庁し、前住居より家賃の安い市営住宅(月額11,800円)へ転居するため、敷金及び引越し費用を出してほしい旨述べたこと。

これに対し処分庁は、家賃が安くなる場合であっても実施機関の指導に基づ



かない転居の場合には、転居費用は認められないことを説明したこと。

また、請求人が[REDACTED]から転居した時には転居費用が支給された旨述べたのに対し、処分庁は、その際は、[REDACTED]福祉事務所が請求人の病状回復につながると判断し認めたものであると説明したこと。

7 平成23年10月5日

請求人から10月3日に現住居への転居及び住民票の異動が完了したとの連絡があり、住宅費の認定変更を行ったこと。(30,000円から11,800円へ)

8 平成23年11月10日

処分庁が転居先の請求人宅を訪問したところ、請求人から、再度、転居費用の請求の申出があったこと。請求人は、家賃が前住居より安くなったこと、前住居は風呂桶が汚れていたり、ネズミが出たりで住める環境ではなかったため転居したのに、転居費用が支給されないことには納得がいかないと述べたこと。

9 平成23年11月18日

請求人が処分庁へ来所し、転居費用についての「一時扶助申請書」(引越代52,500円、敷金35,400円)を提出したこと。

10 平成23年12月20日

処分庁は、12月8日付けで行った上記申請却下通知書の表記に誤りがあったため、12月20日付けで上記申請却下取消を行い、同日付けで本件処分通知書を請求人に送付したこと。なお、却下理由として、「転居の必要性が認められないため。」と記載されていたこと。

11 平成23年12月26日

請求人は、本件審査請求を提起したこと。

第5 審査庁の判断

1 法は、住宅扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、左に掲げる事項として、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」をあげ(法第14条)、家賃等の基準額については、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)において、「厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」とされ、平成23年度の処分庁における厚生労働大臣の定める額は、31,500円とされています。

また、転居に伴う敷金については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長

通知」という。)において、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合
で、厚生労働大臣が別に定める額以内の家賃の住居に転居するときは、「必要
な額を認定して差しつかえない」とされ(第7-4-(1)-カ)、転居に際
し敷金を必要とする場合については、「生活保護法による保護の実施要領の取
り扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通
知。以下「課長通知」という。)において、「次のいずれかに該当する場合」と
し、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額
な住居に転居する場合」、「老朽又は破損により居住にたえない状態になったと
認められる場合」、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」等が
あげられています。(第7の問30)

- 2 次に、法は、生活扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持するこ
とのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規
定し、左に掲げる事項の一つとして「移送」をあげています(法第12条)。

また、最低生活費については、「生活保護法による保護の実施要領について」
(昭和36年4月1日社発第123号厚生事務次官通知)において、月々の経
常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定する経常的最低
生活費と特別な需要のある者に臨時的に認定する臨時的最低生活費(一時扶助
費)とに区分され、移送費は臨時的最低生活費(一時扶助費)の一つに位置付
けられています。

さらに、移送費の一つである引越し費用については、局長通知において、「被
保護者が転居する場合」で、「真に必要やむを得ないとき」に、「実施機関が事
前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」とされています
(第7-2-(7)-ア-(サ))。

- 3 本件審査請求の争点は、審査請求の理由、弁明の理由及び反論の趣旨から、
請求人の転居の必要性及び処分庁の指導によらない転居の取扱いであると思
料されますので、以下検討します。

(1) 転居の必要性について

請求人は、転居の理由として前住居は古くて間取りが悪く不自由で、初夏
にはやぶ蚊やねずみの被害で大変であったと主張していますが、処分庁は、
①認定事実の4のとおり、転居後の平成23年1月6日に訪問した際、アパ
ートは古いものの掃除も行き届き、衛生的な状態が保たれていたこと、②認
定事実の3のとおり、病状の安定を図る観点から転居した前住居と次女宅と
の間は、700m程度しか離れておらず、前住居のままでも次女宅と交流を
行うには十分であり、転居の必要性は認められないと主張しています。

しかし、①認定事実の4の平成23年1月6日の訪問調査後、前住居への家庭訪問の事実はなく、住環境の把握ができていなかったこと、②前住居への転居に当たって、認定事実の3のとおり、[REDACTED]福祉事務所は、請求人の病状から主治医に意見を求め、次女の近隣に居住することにより精神的安定が図れるとの意見を得たため、処分庁管内へ転居することを認めている経緯から、請求人の病状を考慮すれば、次女宅のすぐそばの市営住宅である新住居への入居が可能となった時点で、請求人の病状の安定を図る観点から病状調査を行い、転居の必要性を検討すべき理由があったものと解されます。

これらの経過から、本件処分については、「老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合」、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」等の敷金を支給できる場合に該当するか否か十分な検討が行われたと判断することはできません。

(2) 処分庁の指導によらない転居について

転居に際し敷金等を必要とする場合として、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」が規定されています（課長通知第7の間30）。今回の転居は、民間アパートから市営住宅への転居によるもので、処分庁は、30,000円の家賃から11,800円と減額になるものの、処分庁の指導によるものではないことを理由に、敷金の支給要件に該当しないとしています。

認定事実の6のとおり、確かに処分庁の指導によるものではないことは明らかですが、①当該規定は、家賃基準を超える住居に居住する場合を想定しているものと解され、請求人のように家賃基準額以内の住居に居住する者がさらに低額家賃に転居する場合においても、実施機関の転居指導がなかったことをもって敷金等を認めないとするは相当ではないと思料されること、②敷金の支給を認めなければ、現状より低家賃の市営住宅への転居を処分庁が拒否した結果となることから、住宅扶助費の減額となる今回の転居に対しては、最低限度の生活の保障という法の目的に照らし、その必要性や合理性を検証し、転居の可否について検討する余地があったものと判断されます。

よって、十分な検討がなされず行われた本件処分については、不当であると判断せざるを得ません。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成25年3月21日

福岡県知事 小川

